

掛川市条例第1号

小笠掛川急患診療所条例をここに公布する。

平成27年3月6日

掛川市長

(別紙)

小笠掛川急患診療所条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、小笠掛川急患診療所の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 休日の日中及び平日の夜間における救急の医療を必要とする者に対し応急的な医療を行うため、小笠掛川急患診療所（以下「診療所」という。）を掛川市杉谷南一丁目1番地の30に設置する。

(診療科目)

第3条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 外科
- (4) 歯科

(診療日及び診療時間)

第4条 診療所の診療日及び診療時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、診療日及び診療時間を変更することができる。

(使用料等の額)

第5条 診療所の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に定めのあるもの 同告示第1号及び第2号の規定により算定した額
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等によりその額を定められたものの診療に係る使用料及び手数料 当該法令等に基づき定められた額
- (3) 文書の交付手数料 別表第2に定める額
- (4) 前3号に定めがないもの及び前3号により難しいもの 市長が別に定める額

(使用料等の徴収)

第6条 使用料等は、その都度徴収する。

(使用料等の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

診療科目の区分	診 療 日	診 療 時 間
内科及び小児科	月曜日から金曜日まで	午後7時から午後10時まで
	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
外科	休日等	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
歯科	休日等	午前9時から正午まで

別表第2（第5条関係）

種 別	単 位	金 額	備 考	
診断書料	簡易な診断書	1通につき	1,620円	同一文書を同時に2通以上請求するときは、1通を増すごとに540円を加算する。
	健康診断で簡易なもの	1通につき	1,620円	
	健康診断で複雑なもの	1通につき	2,700円	
	死亡診断書	1通につき	3,240円	
	複雑な診断書	1通につき	4,320円	
	緻密な診断書	1通につき	5,400円	
証明書料	医療費証明	1通につき	1,080円	
	簡易な証明書	1通につき	1,620円	
	複雑な証明書	1通につき	3,240円	
意見書料	簡易な意見書	1通につき	1,620円	
	複雑な意見書	1通につき	3,240円	
死体検案書料	1通につき	3,240円		